

平成29年4月11日

株 主 各 位

山 梨 県 甲 斐 市 竜 地 3 0 4 9 番 地
株 式 会 社 光 彩 工 芸
代表取締役社長 深 沢 栄 二

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印の上ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山梨県甲斐市竜地3049番地 当社5階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第50期（自平成28年2月1日 至平成29年1月31日）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kosaikogei.co.jp>）に掲載させていただきます。

第 50 期 事 業 報 告

(自 平成28年 2 月 1 日)
(至 平成29年 1 月 31 日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 経営成績に関する分析

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いておりますが、中国をはじめとする新興国経済の減速や米国新政権の政策動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましても、消費者の節約志向は依然として根強く、業界各社の価格競争も激化するなど引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社におきましては、事業構造改革プロジェクトに引き続き全社一丸となって取り組んでおります。

その結果、事業構造改革プロジェクトは途中段階ではありますが、平成26年1月期以来3期ぶりに営業利益、経常利益、当期純利益ともに黒字復帰をすることができました。

以上の結果、当期における当社の業績は、売上高1,979百万円、営業利益2百万円、経常利益2百万円、当期純利益2百万円となりました。

なお、当事業年度より連結計算書類を作成していないため前期比較は行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資は、双葉工場の製造設備を中心として、総額29百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 平成26年 1 月期	第 48 期 平成27年 1 月期	第 49 期 平成28年 1 月期	第50期(当事業年度) 平成29年 1 月期
売 上 高 (百万円)	2,672	2,821	2,558	1,979
経 常 利 益 (百万円) (△は経常損失)	47	△0	△80	2
当 期 純 利 益 (百万円) (△は当期純損失)	40	△127	△149	2
1株当たり当期純利益 (円) (△は1株当たり当期純損失)	10.89	△33.98	△39.86	0.59
総 資 産 (百万円)	2,030	1,986	1,865	1,799
純 資 産 (百万円)	1,484	1,343	1,178	1,165
1株当たり純資産額 (円)	396.08	358.71	314.76	311.23

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。また1株当たり純資産額は期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は㈱エステオであり、同社は当社の株式2,037,000株(議決権比率54.55%)を保有しております。当社が窓口となり、当社従業員への保険業務を行っております。

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規定に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利害を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

前事業年度に立ち上げた事業構造改革プロジェクトを引き続き推進してまいります。ジュエリーパーツ事業では、新たな商品開発と国内・国外の新規販路の拡大等により、収益増と収益性の改善を推進します。ジュエリー事業は、独自加工技術を生かした高付加価値商品の重点拡販により、収益性を改善してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年 1月31日現在）

当社は、金・プラチナ・宝石等を主要な原材料とした、貴金属装身具の製造加工販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年 1月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社 ・ 双 葉 工 場	山梨県甲斐市竜地3049番地

(7) 使用人の状況（平成29年 1月31日現在）

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	25名	2名（増）	40.9歳	10.5年
女 性	3名	2名（増）	43.0歳	9.3年
合 計	28名	6名（増）	41.1歳	10.4年

（注） 上記には臨時雇用者67名（男23名、女44名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年 1月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
(株) み ず ほ 銀 行	212,488
(株) 山 梨 中 央 銀 行	131,000
三 井 住 友 銀 行	60,000
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	15,400

2. 株式の状況（平成29年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 13,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,960,000株
- ③ 株主数 1,140名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ス テ イ オ	2,037千株	54.41%
深 沢 栄 二	252	6.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	39	1.04
林 泰 男	38	1.02
丸 山 朝	33	0.88
青 山 泰 長	30	0.80
株 式 会 社 さ が 美	30	0.80
株 式 会 社 ナ ガ ホ リ	27	0.72
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	22	0.59
小 高 正 裕	20	0.53

（注） 持株比率は自己株式（216,295株）を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成29年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	深 沢 栄 二	(株)アドバネクス代表取締役会長 真法律会計事務所代表（弁護士） 埴原法律事務所所長（弁護士）
取締役	深 沢 信 夫	
取締役	金 井 公 克	
取締役	加 藤 雄 一	
取締役（監査等委員）	鈴 木 真	
取締役（監査等委員）	埴 原 一 也	
取締役（監査等委員）	柴 山 聡	

- (注) 1. 取締役金井公克氏、加藤雄一氏、鈴木真氏、埴原一也氏、柴山聡氏は社外取締役であります。
2. 取締役鈴木真氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役埴原一也氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (2)	44,406千円 (3,000)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	4,567 (4,567)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	2,229 (2,229)
合 計 (うち社外役員)	10 (8)	51,202 (9,796)

- (注) 1. 平成28年4月定時株主総会決議による報酬限度額（年額）は、取締役（監査等委員である取締役を除く）150,000千円、監査等委員である取締役20,000千円であります。
2. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額
取締役（監査等委員である取締役を除く）4名分（うち社外取締役2名） 1,600千円
監査等委員である取締役3名分（うち社外取締役3名） 800千円
監査役 83千円
3. 平成28年4月26日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、同株主総会終結の時をもって退任した監査役に対し支払った役員退職慰労金は下記のとおりであります。
監査役2名分 4,300千円
(金額には、過年度の事業報告において役員の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入3,833千円が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役加藤雄一氏は、株式会社アドバネクスの代表取締役会長を兼任しておりますが同社は当社との間に特別の関係はありません。

取締役鈴木真氏は、真法律会計事務所の代表を兼任しておりますが同事務所は当社との間に特別の関係はありません。

取締役埴原一也氏は、埴原法律事務所の所長を兼任しておりますが同事務所は当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	金 井 公 克	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役	加 藤 雄 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、長年の会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴 木 真	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、監査等委員会10回のうち全てに出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	埴 原 一 也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査等委員会10回のうち8回に出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	柴 山 聡	平成28年4月26日就任後に開催された取締役会10回のうち全てに出席し、監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。適宜必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役として有能な人材を迎えられるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は非業務執行取締役全員と責任限定契約を締結しております。当該定款における損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 優成監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間、要員配置などを確認し、検討した結果、監査報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。コンプライアンスについては、職位に応じて適宜必要な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、会社の経営の基本方針を当社の行動規範とすると共に、関連社内規程を整備し、全役職員に周知徹底させていきます。
- (2) 取締役及び使用人との秘密保持契約締結など、コンプライアンスへの対応を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存を行います。
- (2) 取締役及び監査等委員は、これらの情報を常時閲覧することができる体制を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程の整備を行います。
- (2) 組織横断的なリスク状況の監視及び対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うこととします。
- (2) 上記の他に、臨時取締役会及び毎月開催される、社長と各部門の管理責任者で構成される会議に出席し、各部門における懸案事項について素早い意思決定が可能となっております。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 経営方針及び各基本方針を周知徹底させ、業務の適正を確保する体制を構築します。
- (2) 当社の取締役会及び社長と各部門の管理責任者で構成される会議において、会社の懸案事項について素早い意思決定を行い、稟議決済など、適切な報告及び承認体制を整備します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりません。必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため、監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定するものとします。なお、その際当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に移管されたものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告を行います。

当社は、監査等委員会に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社に周知徹底するものとします。

なお、監査等委員会は、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と相互に連携し監査を実施し、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、安定的な配当の継続を基本としたうえで、財務状況や業績並びに今後の事業展開等を勘案しながら総合的に判断決定していくこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき4円とさせていただきますく存じます。

(本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。)

貸 借 対 照 表

(平成29年 1 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,377,572	流 動 負 債	522,148
現 金 及 び 預 金	682,367	買 掛 金	97,289
受 取 手 形	5,199	短 期 借 入 金	320,000
売 掛 金	231,893	1年以内返済予定長期借入金	35,208
商 品 及 び 製 品	104,358	リ ー ス 債 務	1,063
仕 掛 品	338,919	未 払 金	18,814
原材料及び貯蔵品	13,186	未 払 費 用	21,048
前 払 費 用	7,129	前 受 金	436
そ の 他	2,906	預 り 金	2,698
貸 倒 引 当 金	△8,388	未 払 法 人 税 等	4,792
固 定 資 産	422,083	そ の 他	20,796
有 形 固 定 資 産	277,477	固 定 負 債	112,345
建 物	77,497	長 期 借 入 金	63,680
構 築 物	4,276	リ ー ス 債 務	50
機 械 及 び 装 置	41,634	繰 延 税 金 負 債	2,083
工具、器具及び備品	9,254	退 職 給 付 引 当 金	23,490
土 地	143,598	役員退職慰労引当金	23,041
リ ー ス 資 産	1,216	負 債 合 計	634,493
無 形 固 定 資 産	13,103	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	11,380	株 主 資 本	1,160,794
電 話 加 入 権	1,723	資 本 金	602,150
投資その他の資産	131,501	資 本 剰 余 金	509,290
投資有価証券	26,843	そ の 他 資 本 剰 余 金	100,000
長期前払費用	400	資 本 準 備 金	409,290
差 入 保 証 金	2,607	利 益 剰 余 金	80,201
保 険 積 立 金	88,602	利 益 準 備 金	36,206
会 員 権	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	43,995
破 産 更 生 債 権	49,905	別 途 積 立 金	35,000
そ の 他	13,037	繰 越 利 益 剰 余 金	8,995
貸 倒 引 当 金	△49,905	自 己 株 式	△30,847
資 産 合 計	1,799,655	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,368
		その他有価証券評価差額金	4,368
		純 資 産 合 計	1,165,162
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,799,655

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 2 月 1 日)
(至 平成29年 1 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,979,900
売 上 原 価		1,684,455
売 上 総 利 益		295,444
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		292,540
営 業 利 益		2,904
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	43	
受 取 配 当 金	435	
受 取 地 代 家 賃	1,632	
そ の 他	2,022	4,133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,005	
為 替 差 損	1,042	4,047
経 常 利 益		2,990
特 別 利 益		
物 品 売 却 益	2,555	2,555
税 引 前 当 期 純 利 益		5,546
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,350
法 人 税 等 合 計		3,350
当 期 純 利 益		2,195

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年2月1日)
(至 平成29年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成28年2月1日 残	602,150	509,290	—	509,290	36,206	195,000	△138,220	92,985	△30,501	1,173,924
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△14,980	△14,980		△14,980
資本準備金の取崩		△100,000	100,000	—						—
別途積立金の取崩						△160,000	160,000	—		—
当 期 純 利 益							2,195	2,195		2,195
自己株式の取得								—	△345	△345
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								—		—
事業年度中の変動額合計	—	△100,000	100,000	—	—	△160,000	147,215	△12,784	△345	△13,130
平成29年1月31日 残	602,150	409,290	100,000	509,290	36,206	35,000	8,995	80,201	△30,847	1,160,794

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成28年2月1日 残	4,878	4,878	1,178,802
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△14,980
資本準備金の取崩			—
別途積立金の取崩			—
当 期 純 利 益			2,195
自己株式の取得			△345
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△510	△510	△510
事業年度中の変動額合計	△510	△510	△13,640
平成29年1月31日 残	4,368	4,368	1,165,162

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①評価基準

原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

②評価方法

商品		移動平均法
製品		総平均法
原材料	地金	総平均法
	その他	移動平均法
仕掛品		総平均法
貯蔵品		最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（但し、平成10年4月1日以後取得の建物(建物附属設備を除く)並びに、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法（但し、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法)を採用しております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,413,555千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	18,163千円
土地	83,593千円
合計	101,756千円

②担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	4,200千円
長期借入金	11,200千円
合計	15,400千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
販売費及び一般管理費	4,206千円
営業取引以外の取引高	25千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 株式数
普 通 株 式	3,960千株	—	—	3,960千株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年4月26日 定時株主総会	普通株式	14,980千円	4.0円	平成28年 1月31日	平成28年 4月27日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,974千円	4.0円	平成29年 1月31日	平成29年 4月28日

(3) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	214,935株	1,360株	—	216,295株

(注) 普通株式の自己株式の増加1,360株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	32,907千円
棚卸資産評価損	8,884千円
貸倒引当金	18,370千円
事業整理損	19,687千円
退職給付引当金	7,402千円
役員退職慰労引当金	7,261千円
投資有価証券評価損	1,226千円
減損損失	1,489千円
その他	1,022千円
繰延税金資産小計	98,252千円
評価性引当額	△98,252千円
	－千円

繰延税金資産合計

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,083千円
繰延税金負債合計	△2,083千円
繰延税金負債の純額	△2,083千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を厳格化することによりリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価や発行会社の財務状況を把握し、検討を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	682,367	682,367	—
(2) 受取手形及び売掛金	237,092		
貸倒引当金(※1)	△8,388		
	228,704	228,704	—
(3) 投資有価証券	12,533	12,533	—
資産計	923,604	923,604	—
(1) 支払手形及び買掛金	97,289	97,289	—
(2) 短期借入金	320,000	320,000	—
(3) 長期借入金(※2)	98,888	98,835	△53
負債計	516,177	516,124	△53

(※1) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	14,310

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、資産「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	682,367	—	—	—
受取手形及び売掛金	237,092	—	—	—
合計	919,459	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む)	35,208	35,208	22,672	5,800	—	—
合計	35,208	35,208	22,672	5,800	—	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、山梨県内に賃貸収益を得ることを目的とした賃貸用駐車場（土地）を有しております。

平成29年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損失は8千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
12,037	—	12,037	9,731

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、一定の評価額などに基づき、自社で算定した金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 311.23円

(2) 1株当たり当期純利益 0.59円

11. 重要な後発事象に関する注記

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成29年3月23日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年4月27日開催予定の第50回定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議しました。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単価を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所(JASDAQ市場)に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社

株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、本株式併合(10株を1株に併合)を実施するものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年8月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

(3) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・割合

平成29年8月1日をもって、平成29年7月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数10株につき1株の割合で併合します。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年1月31日現在)	3,960,000株
株式併合により減少する株式数	3,564,000株
株式併合後の発行済株式総数	396,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年3月23日
株主総会決議日	平成29年4月27日
単元株式数の変更及び株式併合	平成29年8月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は下記のとおりです。

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1株当たり純資産額	3,112円32銭
1株当たり当期純利益金額	5円86銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 3 月29日

株式会社 光 彩 工 芸

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 狐 塚 利 光 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 田 啓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光彩工芸の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月29日

株式会社 光彩工藝 監査等委員会

監査等委員 鈴木 真 ⑨

監査等委員 埴原 一也 ⑨

監査等委員 柴山 聡 ⑨

(注) 監査等委員鈴木真、埴原一也及び柴山聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株 式 会 社 光 彩 工 芸
代表取締役社長 深 沢 栄 二

第 1 号議案 剰余金処分の件

当社の配当方針は、安定的な配当の継続を基本としたうえで、財務状況や業績並びに今後の事業展開等を勘案しながら総合的に判断決定していくこととしております。

第50期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき普通配当金4.0円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は14,974,820円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年4月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

株主への安定的配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

① 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 15,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 15,000,000円

第2号議案 株式併合の件

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所(JASDAQ市場)に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、本株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成29年8月1日をもって、平成29年7月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年1月31日現在)	3,960,000株
株式併合により減少する株式数	3,564,000株
株式併合後の発行済株式総数	396,000株

④効力発生日における発行可能株式総数 1,584,000株
(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合の条件

本議案にかかる株式併合は、「第3号議案 定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものいたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号変更について

当社は昭和42年に設立し、主にジュエリーパーツを中心にジュエリー業界のインフラを支え、国内及び海外へ製品を供給してまいりました。本年4月1日に創立50周年を迎え、100年企業に向けて新たな50年を歩み始めるにあたり、経営理念である「技術革新をバックボーンにジュエリーづくりのフロンティアを拓けます」を実現し、より一層飛躍するべく、定款第1条に定める商号を「株式会社 光・彩」に変更するものです。

なお、本変更につきましては、平成29年8月21日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものといたします。

(2) 単元株式数変更について

「第2号議案(1)株式併合の目的」に記載のとおり、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するべく、現行定款第6条(単元株式数)を変更するものです。併せて、株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少するべく、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものです。

なお、本変更につきましては、平成29年8月1日(第2号議案にかかる株式併合の効力発生日と同日)をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案にかかる単元株式数変更は、「第2号 議案株式併合の件」が原案通り承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものといたします。

新 旧 対 照 表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社光彩工藝</u> と称し、英文では、 <u>KOSAIKOGEI</u> <u>CO.,LTD.</u> と表示する。 第2条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社 光・彩</u> と称し、英文では、 <u>Kohsai CO.,LTD.</u> と表示する。 第2条～第4条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>13,000,000株</u>とする。 (単元株式数) 第6条 当会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。 附則 第1条～第2条 (条文省略) (新 設) (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>1,584,000株</u>とする。 (単元株式数) 第6条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 附則 第1条～第2条 (現行どおり) <u>第3条</u> <u>第1条の変更は、平成29年8月21日をもってその効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本条は、かかる効力発生の時をもってこれを削除する。</u> <u>第4条</u> <u>第5条及び第6条の変更は、平成29年8月1日をもってその効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本条は、かかる効力発生の時をもってこれを削除する。</u>

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。)4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
深 沢 栄 二 (昭和40年2月23日生)	平成5年11月 当社入社 平成8年2月 当社開発マネージャー 平成9年4月 当社取締役就任 平成10年2月 当社代表取締役副社長営業部 担当就任 平成11年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	252,218株
深 沢 信 夫 (昭和8年11月30日生)	昭和30年10月 深沢貴金属製作所創業 昭和42年4月 当社代表取締役社長就任 平成11年4月 当社代表取締役会長就任 平成17年4月 当社取締役就任(現任)	10,290株
金 井 公 克 (昭和22年2月5日生)	昭和45年10月 住友商事株式会社入社 肥料貿易部に所属 昭和59年11月 米国住友商事ニューヨーク駐在 肥料部 平成3年12月 帰国 住友商事株式会社退社 平成4年1月 ウイルバーエリス株式会社入社 取締役営業部長就任 平成5年1月 ウイルバーエリス株式会社 代表取締役社長就任 平成25年6月 ウイルバーエリス株式会社 代表取締役社長退任 平成26年3月 ウイルバーエリス株式会社退社 平成27年4月 当社社外取締役就任(現任)	一株

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
加 藤 雄 一 (昭和25年2月1日生)	昭和47年4月 株式会社加藤スプリング製作所 (現株式会社アドバネクス)入社 昭和56年10月 株式会社加藤スプリング製作所 総務部長、海外事業部長 昭和56年12月 株式会社加藤スプリング製作所 取締役就任 昭和58年10月 株式会社加藤スプリング製作所 常務取締役就任 昭和62年12月 株式会社加藤スプリング製作所 代表取締役社長就任 平成17年4月 株式会社アドバネクス 代表取締役会長兼社長就任 平成25年6月 株式会社アドバネクス 代表取締役会長就任(現任) 平成27年4月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アドバネクス代表取締役会長	一株

- (注) 1. 金井公克氏及び加藤雄一氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 金井公克氏及び加藤雄一氏の当社の社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 金井公克氏及び加藤雄一氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏とも長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は現任の社外取締役である取締役候補者の金井公克氏、加藤雄一氏と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
- なお、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である優成監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会が監査法人ナカチを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性や監査経験、規模等の職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成29年2月28日現在)

名 称	監査法人ナカチ		
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 有楽町電気ビルヂング北館7階	
沿 革	平成9年8月	監査法人ナカチ設立	
概 要	資本金		26百万円
	構成人員	社員（公認会計士）	8名
		職員（公認会計士）	1名
		その他監査従事者（公認会計士）	12名
		（その他）	2名
		合 計	23名
	関与会社数		18社

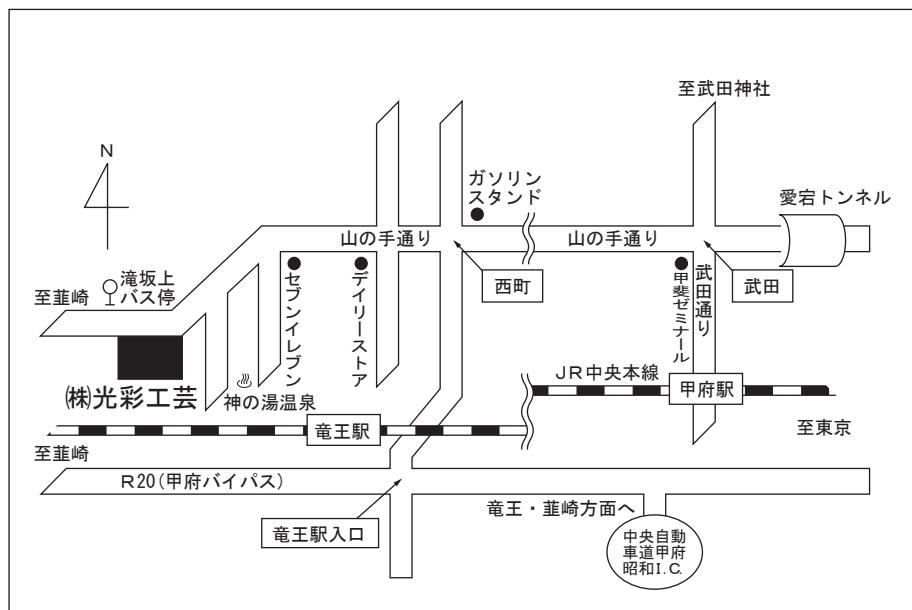
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 当社5階会議室

〒400-0194 山梨県甲斐市竜地3049番地

TEL 0551-28-4181



交通のご案内

- ・ J R 甲府駅（北口）より、タクシーで約20分
- ・ J R 竜王駅より、タクシーで約10分
- ・ 中央自動車道甲府昭和I.C. より、車で約20分